faro ファーロ
東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らす
サポートマガジン

2018年 春号
45 vol.

特集

遺産承継はハードル走！
上手に走り抜くコツを知ろう

コラム 今日から役立つコミュニケーション講座
連載 世界の偉人に学ぶ！アインシュタインの名言から
Q&A 司法書士なんでも相談室
●抵当権の登記を抹消しないとどうなりますか
●自分には財産なんて何もありません。それでも遺言書は書いたほうがいいのでしょうか

遺産承継はハードル走！上手に走り抜くコツを知ろう

亡くなった方の遺産を、相続人が受け継ぐ「遺産承継」。人生で一度か二度経験するかどうかというものですが、いざ直面すると、大変な思いをする人が多いようです。たいていの人は経験や知識が少ないうえに、遺産内容や相続人の構成は千差万別なので、人の体験談がそのまま役立つとも限りません。遺産承継は、多くの人にとって「未知のハードル走」のようなもの。どこにどんなハードルがあるのか、また、自力で跳ぶのが大変な場合は誰にどんな手助けをしてもらえるのか。それを事前に知っておくだけで、ずいぶん安心です。今回の特集では、そのポイントを、相続手続のエキスパートである司法書士がご案内します。

相続人の確定が大変!

最初のハードルは、「法定相続人の確定」です。被相続人（亡くなった方）の「出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本等（以下、戸除籍謄本）」を集めて、誰が法定相続人なのかを調査します。「誰が相続人かって、私（妻）と子どもでしょ？」というような、相続関係が一見はっきりしている場合でも、戸除籍謄本集めは必要です。「実は、家族が知らなかった子や養子がいた！」というようなケースがあるため、戸除籍謄本で確認しなければ確定はできないのです。

この戸除籍謄本集めが、なかなかの難関。死亡時のものは本籍地の市区町村役場で請求できますが、結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製（新しい様式の戸籍に書き換えること）などにより、ほとんどの人の戸籍は複数にわたっています。死亡時から遡って、そのすべてを集めなくてはなりません。古い戸籍は手書きで、現代の私たちにとっては、古文書解読に近い感覚のものもあります。

兄弟姉妹が相続人となる場合は、戸除籍謄本集めが特に面倒になります。この場合は、被相続人の両親の戸籍を出生まで遡って集める必要があります。また、相続人の兄弟姉妹の中で既に亡くなっている人がいる場合は、その兄弟姉妹の子が代襲相続するので、集める戸除籍謄本の範囲が広がり、かなり大変になります。

手助けポイント

司法書士は、戸籍調査のエキスパートです。ご自身で戸除籍謄本を集めるのが難しい場合は、ご相談ください。ただし、戸除籍謄本集めだけの受託は、法律上できません。

司法書士に不動産の相続登記や遺産承継業務（遺産に不動産がなくてもＯＫ）を依頼すると、その業務遂行には相続人の確定が必要なので、司法書士が戸除籍謄本集めを代行できるようになります。また、「法定相続情報証明制度」（P.5コラム参照）の利用を司法書士に依頼した場合も、戸除籍謄本集めの代行が可能です。

ハードル2

相続人の中に未成年者や認知症の人、行方不明者が……

相続人が未成年者の場合、親子だけでは有効な遺産分割協議ができません。家庭裁判所によって選任された特別代理人が、未成年者本人の代わりに親権者と分割協議を行うことになります。また、相続人が認知症などで成年後見人がついている場合は、後見人が代理人になるのが原則。しかし、親族が成年後見人になっている場合、後見人自身も相続人であるケースが珍しくありません。その場合は、特別代理人の選任が必要になります。

相続人の中に行方不明者がいる場合も、そのままでは遺産分割協議ができません。家庭裁判所で不在者財産管理人を選任してもらうか、失踪宣告をするなどの手続きが必要です。

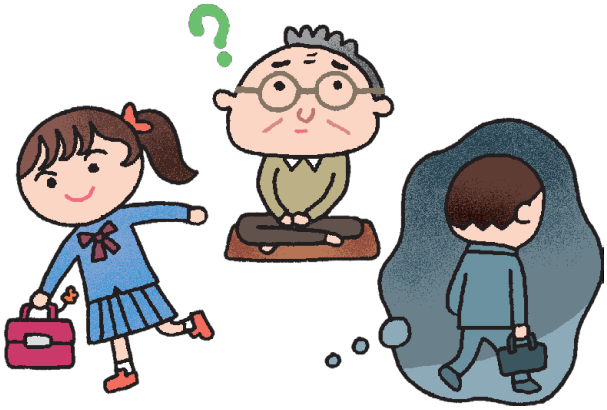

手助けポイント

特別代理人や不在者財産管理人の選任などについて、司法書士は、法律的なアドバイスや申請書類の作成などのサポートができます。ケースによって、必要な手続きや適した方法が違うこともあるため、専門家の助言を受けて行動すると安心です。

手助けポイント

公正証書遺言の検索や閲覧、謄本請求ができるのは、法定相続人や遺言執行者など利害関係人だけですが、司法書士はその代理人として手続きを行うことができます。なお、有無の確認は全国の公証役場でできますが、内容の閲覧や写しの請求は、その遺言書を保管している公証役場でしかできません。必要書類を揃えて遠方の公証役場まで行って手続きをするのは大変、という場合は、司法書士にご相談ください。

手書き遺言書の検認手続についても、「どうしていいかわからない！」という場合は司法書士がサポートできますので、ご相談ください。

ハードル3

遺言書、ホントにない?

遺言書はないものと思い込んで遺産分割協議を進めていたところ、公正証書遺言があることが判明したり、銀行の貸金庫や意外な場所から手書きの遺言書が出てきたり、というケースがあります。二度手間になったりもめ事のタネになったりしますので、遺言書の有無をまず確認しましょう。

なお、公正証書遺言の有無については、全国の公証役場で「遺言検索システム」による検索ができます（ただし、データベース化された昭和64年１月１日以降のものについて）。手書き遺言書については、必ず家庭裁判所での「検認」という手続きが必要です。

ハードル4
何がどれだけあるのか、遺産を調べるのが大変!

遺産を分割したり受け継いだりするためには、まず、不動産や預貯金などの遺産が、何がどれだけあるのかを調査・確認する必要があります。離れて住んでいた親族の場合などは特に、遺品の中から手掛かりを探して一つひとつ調べていくのに、かなりの手間と時間が掛かることがあります。

不動産については、権利証や固定資産税の納税通知書などが手掛かりになりますが、私道の持ち分など課税されない不動産もあるので、注意が必要です。実際に、私道部分の相続登記がもれていて、後で問題になるケースがときどきあります。確認するためには、不動産の所在地の市区町村役場で、名寄帳の写しを取得して調査します。

銀行など金融機関の預貯金、証券会社の証券、保険会社の契約などについては、通帳や証券類があればいいのですが、見つからない場合は、可能性のある相手先に一つずつ照会の手続きをしなければなりません。

ハードル5
貸金庫、うかつに開けると争いのタネに

遺産調査の中で、故人が契約していた貸金庫が見つかることがあります。その場合、開け方には要注意！ うっかり一部の相続人だけで開錠してしまうと、「本当は○○も入っていたはず」などと、後で争いのタネになる可能性が大。

貸金庫を開けるときには、公証人が立ち会って、内容物について公正証書を作成する「事実実験公正証書」を利用するのが、おすすめです。

もしくは、複数の相続人（できれば相続人全員）が立ち会って、写真やビデオで開錠時の記録を残したり、その場で内容物の目録をつくって立会人全員が署名捺印するなど、確実な証拠を残すようにしましょう。

手助けポイント

司法書士は相続登記のエキスパートなので、不動産調査は得意分野です。また、遺産に不動産がない場合でも大丈夫。司法書士は、遺産承継などの財産管理業務を行うことができる資格者なので、必要に応じて、面倒な遺産の調査・確認もすべてサポートします。

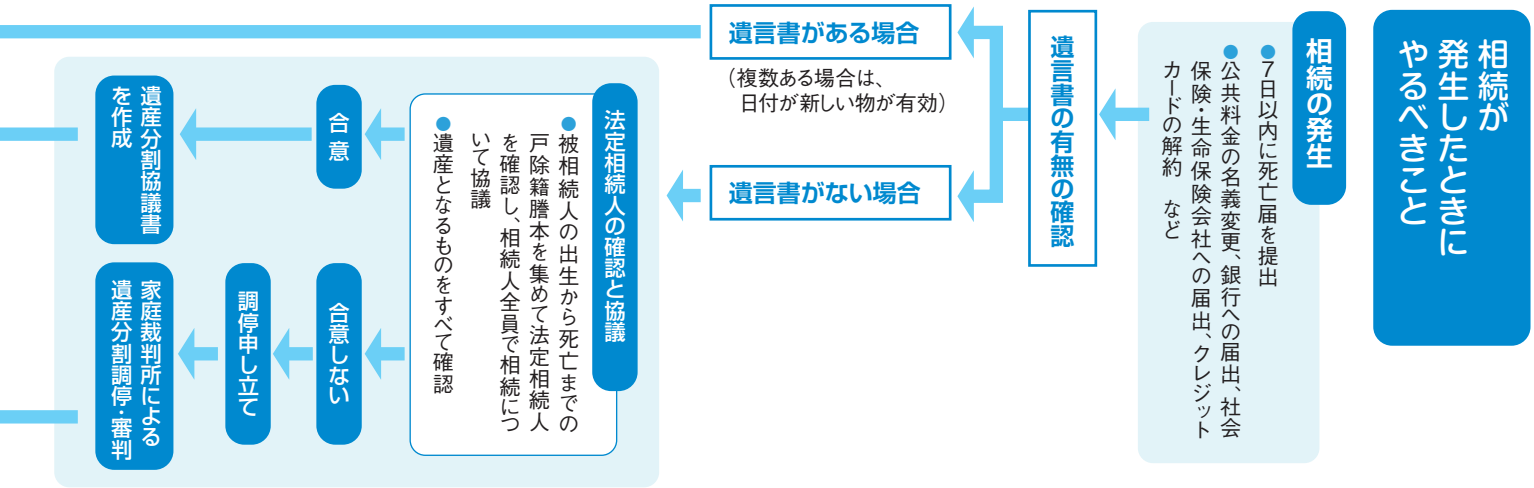

銀行口座の解約、こんなに手間と時間が掛かるなんて……

無事に遺産分割が済んでホッとしても、ハードルはまだあります。簡単そうに思えて意外に手間と時間が掛かるのが、銀行口座の解約。さまざまな必要書類（被相続人の「出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本等」、相続人全員の戸籍謄本や住民票、印鑑証明書と実印、遺産分割協議書など）を揃えて、口座のある支店の窓口で申請します。書類の準備だけでも手間と時間が掛かるうえに、それを銀行側がチェックして手続きするのを待たなければなりません。

特に、複数の金融機関に口座を持っていた場合は、かなり大変です。その場合は、「法定相続情報証明制度」を利用するのがおすすめ。持ち歩かなければならない書類の量を、だいぶ減らせます。また、「法定相続情報一覧図」の写しは、必要な通数を無料で交付してもらえるため、複数の金融機関に同時に提出でき、書類が返却されるのを待たずにすみます。

手助けポイント

司法書士は、遺産承継などの財産管理業務を行うことができる資格者なので、銀行口座などの解約手続も代行できます。

コラム

「法定相続情報証明制度」とは

相続手続の負担を軽減するために、2017年５月にスタートした制度。被相続人の「出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本等」をもとに、被相続人と相続人全員の関係を１枚にまとめた一覧図を作成して登記所（法務局）に申請すると、「法定相続情報一覧図」として登録され、認証文を付した写しを無料で交付してもらえます。この写しは、戸除籍謄本の束の代わりとして利用できます。

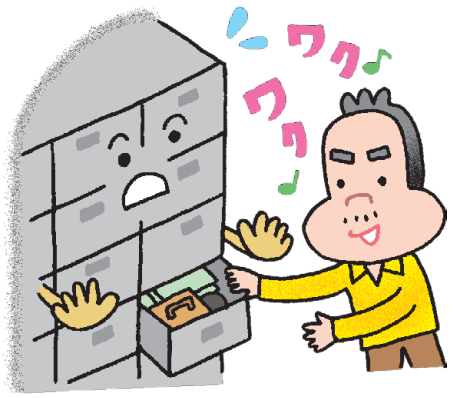

相続人と遺産の確認
- 相続人を確認（本人と相続人を戸籍謄本等で確認）
- 遺産となるものをすべて確認

相続するか否かを決める

遺言書の内容に納得すれば、相続発生から3カ月以内に次のいずれかを選択する
- すべて相続する
- すべて放棄する
- 条件付で相続する

相続財産の名義変更
- 銀行など金融機関の預貯金は、口座を解約する
- 株式や国債、保険契約などは、名義変更を行う
- 不動産は、相続登記を行う

相続税の申告と納税
- 相続発生から10カ月以内に、相続税の申告と納税を行う

ハードル7

遠方の支店まで行かないと、口座解約ができない!?

預貯金口座の解約手続が、近くの支店でできる場合はまだいいのですが、地方銀行や信用金庫の場合、現地の支店まで出向かないと手続きができないことがあります。口座解約手続のためだけに、やむなく仕事を休んで一泊旅行などという事態になる可能性も……。

手助けポイント

忙しくて仕事が休めない方や、健康上の理由などで遠方まで出かけていくのはムリという方は、司法書士にご相談ください。口座解約手続の代行は、支店が日本中どこにあっても可能です。

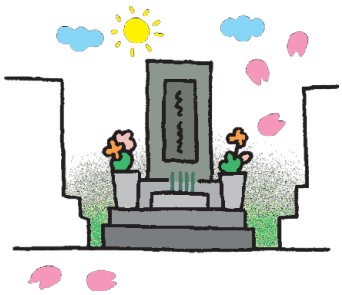

ハードル8

お墓も名義変更が必要!?

お墓や仏壇、位牌などは「祭祀財産」と呼ばれ、通常の遺産とは違って遺産分割の対象にはなりません。慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき人が承継する、とされています。ただし、名義変更等の手続きは必要です。必要書類や手続きはそれぞれの墓地や霊園によって異なるので、確認を忘れないようにしましょう。例えば、都立霊園の名義変更には、相続人全員の捺印が必要になる場合があります。

なお、お墓の後継者がいない場合や、場所が遠くて守っていくのが難しい場合は、「墓じまい」をするのも一つの手です。

手助けポイント

「墓じまい」にはさまざまな手続きが必要で、行政への届出も発生します。司法書士は、その手続き代行などのサポートができますので、ご相談ください。

故人が築いてこられた財産は、その遺志を大切にしながら、円満に引き継いでいきたいものですね。
大切な方が亡くなったときは、ただでも辛くて気力や体力をそがれます。できるだけ余計な手間や時間は掛けずに最短距離でゴールできるように、司法書士がお手伝いしたいと思います。

相続手続、遺産承継に関することは、司法書士にご相談ください!

司法書士は相続手続のエキスパート。遺産承継や相続登記、「法定相続情報証明制度」の利用などについて、幅広い知識と経験でニーズにお応えします。何でもお気軽にご相談ください。

司法書士ホットライン
昼10:00～15:45 月・火・水・木・金曜日
03-3353-2700
司法書士が直接相談に乗ります!

東京司法書士会 100周年に向けて

万感の思いで迎える節目

東京司法書士会会長　野中 政志

私は、親族に司法書士がいたわけではありませんでしたが、高校生くらいから自分で調べて、司法書士を意識しておりました。まだ合格していない頃から、古本屋さんを回って「東京司法書士会史」を探したり、建て替え中の「司法書士会館」を見に行ったりしておりました。少し変わった青年だったようです（笑）。

平成31年11月9日に東京司法書士会が100周年を迎えるにあたり、今、現会長として「faro」の原稿を書いておりますことに、万感の思いを感じております。「東京司法書士会史」を読んでおりますと、諸先輩方のご苦労と共に、東京司法書士会100年の歴史がせまってきて、胸が熱くなります。この100年の間に、日本社会は、世界は、まったく様変わりをしました。この変化のスピードは、ますます加速していくことでしょう。司法書士に求められるものも、大きく変わっていくに違いありません。しかしながら、私たち司法書士は、登記、裁判、成年後見、そして財産管理の法律家として、次の100年を歩んでいくことでしょう。私たち東京司法書士会が、後輩の皆さんに脈々と引き継がれていきながら、都民の皆さんのお役に立ち、支持されていくことを確信しております。

東京司法書士会 会長 野中 政志

ちょっとひと息 クロスワードPUZZLE

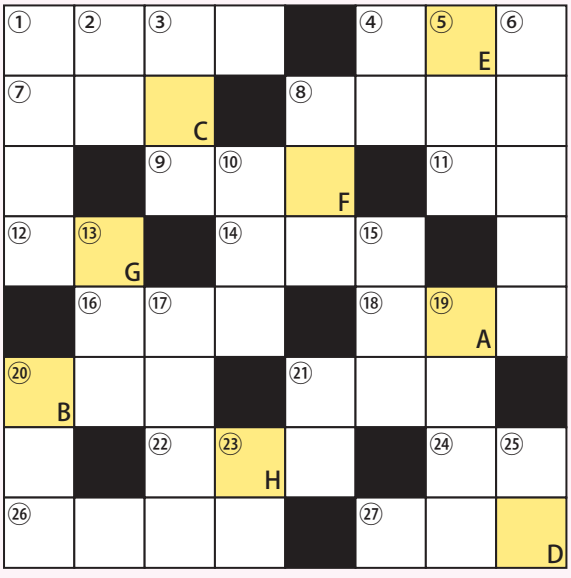

A～Hに入った文字を並べてできる言葉を漢字に直して答えてください。

A B C D E F G H → 解答（漢字）

（解答は11ページをご覧ください）

タテのカギ

①春の七草のひとつで、ダイコンの別称
②殿様が狩りに使う鳥
③こねてハンバーグに
④＿＿と出るか凶と出るか…
⑤本番前に行う＿＿演習
⑥イニシャルのこと
⑧肘掛けが片側だけにある寝椅子
⑩映画や芸術を堪能した後に浸る
⑬忍者が行動するときに消す
⑮お供は明太子や昆布の佃煮
⑰面や胴をつけて稽古
⑲＿＿足りて礼節を知る
⑳水族館で観賞
㉑「くろがね」とも言う金属
㉓赤道は0度
㉕団子を食べた後に一本残る

ヨコのカギ

①長時間疲れず動くことができる力
④申請などに出す「OK」
⑦絵や写真を見ながら学ぶ本
⑧大相撲で、関取の地位だと八勝以上
⑨花から花へヒラヒラと舞う
⑪表からは見えない
⑫スタジオを出て野外で撮影
⑭ジャムにする定番の果物
⑯人材を現場へ送ること
⑱スイスの児童文学『アルプスの少女＿＿』
⑳芸能人に憧れて練習したことも
㉑心の中で悪魔とバトル
㉒自動車産業が盛んな欧州の国
㉔森林＿＿で気分リフレッシュ
㉖結婚の仲介役を務める
㉗春に出てくる、筆に似た野草

（パズル制作：スカイネットコーポレーション）

司法書士なんでも相談室

身の回りで起こるトラブルや悩み事。法律の専門家なら、解決のためのアドバイスができることがあります。司法書士は「あなたの街の法律家」。一人で悩まず、なんでも相談してください。
このコーナーでは、皆様のお悩みに司法書士が答えていきます。

Q1 抵当権の登記を抹消しないとどうなりますか。

A 抵当権とは、住宅ローンなどを借りたときなどに、それを担保するためのもので、不動産登記では抵当権として登記されていることがほとんどです。

ローンを返済すればもちろん抵当権は消滅します。しかし、抵当権の登記は自動的に抹消されるわけではなく、抹消手続が必要です。この手続きを忘れ、長いことそのまま放置されているものもあります。

抵当権の登記が残っていると、売却するときに困ることもあります。金融機関などに連絡して、抵当権抹消に必要な書類を取得していただくことが一番ですが、よくわからない場合は、司法書士に相談してください。

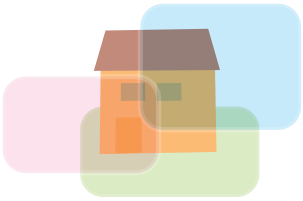

Q2 自分には財産なんて何もありません。それでも遺言書は書いたほうがいいのでしょうか。

A 遺言書に書くことは、財産のことだけではありません。例えば、どんな最期を迎えたいのか、延命治療を望むのか、お墓やペットのことはどうしたいのか。あなたの意思を伝える手段として、遺言書は重要な役割を果たします。

また、自分の財産を確認するという意味でも、遺言書は書いたほうが良いでしょう。財産はないと言っても、例えばご自宅は持ち家ではありませんか？「長男が継いでくれるだろう」という暗黙の了解に任せようとすると、予期せぬ「争続」を招く可能性があります。他にも忘れがちなのが、大昔に買って以来、タンスの引き出しに眠っている貴金属や株券。これらも相続の対象です。

遺言書ではっきり意思表示することは、遺された家族たちに要らぬ苦労をさせないという配慮でもあるのです。

心のカウンセラー 菅野泰蔵の

今日から役立つコミュニケーション講座 第4回

臨床心理士 菅野泰蔵
すがの・たいぞう／学習院大学相談室や代々木の森診療所などを経て、現在、東京カウンセリングセンター所長。『カウンセラーの「聴く力」』(PHP研究所)、『上手に「気持ち」を伝える技術』(大和書房)など著書多数。

一方的に話す人への対応法

身近に、付き合いづらい「ちょっと困った人」っていませんか？　例えば、自分の考えなどを一方的に話すような人。こちらの意見も聞いてほしいとイライラしたら、コミュニケーションが余計に難しくなってしまうかもしれません。

人は一方的に話して当たり前!?

でも考えてみてください。人は誰でも自分の考えがあるもの。それを「みんなにもわかってほしい」「主張を聞いてほしい」と思うのは当然ではありませんか？　ここで発想を変えてみましょう。誰しも自分の主張を通したいという欲求があるのが普通だと思えば、あなた自身のイライラも軽減されます。

相手の隠れた真意を聞き出そう

遺産承継の話し合いの場で、父親が自社株の一部を親友に分けたいと一方的に主張したとしましょう。あなたが相続人なら、納得いきませんよね？

ここで冷静になって考えてほしいのは、父親が親友に自社株を分けたい真意です。例えば、父親が経営する会社が倒産しかかった時、親友の援助により持ち直したという過去があったとしたらどうでしょう。父親が恩を返したいと考えるのは自然なこと。あなたとしても、親友にお礼をしたい気持ちに反対はないはずです。自社株を分けるかどうかも含め、父親が納得できる恩返しの方法を一緒に考えてみてください。

一方的に話す人に対して、「無理だ」とシャットダウンするのは簡単なこと。そうではなく、相手の主張に隠れた真意を聞き出し、お互いが納得できる解決法を模索することが大切なのです。

自分が損をする覚悟を見せる

では、1対1ではなく、大勢の人がみんなで、一方的に自分の意見を述べているようなシチュエーションではどうすればよいのでしょうか？　ヒントは、「円滑な話し合い」をゴールと考えないこと。例えば、遺産分割の話し合いなら、ゴールは遺産の分割のはずです。

また、様々な主張をまとめざるを得ない役目を負ったときは、「損してなんぼ」のイキな姿勢を意識することも一つの手です。各々が「自分は家のために苦労してきたのだから、取り分も多くほしい」と要求しているとしましょう。みんなが自分の権利を主張してまとまらない場合は、損をする覚悟で「自分は半分でいいから、みんなも引け」と呼びかければ、周りにも譲歩を期待できることもあります。「損」することが後々、大きな「得」になることだってあるはずですよ。

世界の偉人に学ぶ！ ピンチをチャンスに変える考え方

挫折、失敗、絶望。生きていれば誰しも
「もうダメかも」と思うような瞬間があるかもしれない。
そんなときは、偉人がヒントをくれる。
どん底を乗り越え、偉業を成し遂げた彼らの考え方に学んでみよう。

今回の名言

わたしは誰にも何も求めないので幸せでいられます。お金もどうでもいい。勲章も、肩書きも、名誉も、わたしには何の意味もありません

―アルベルト・アインシュタイン

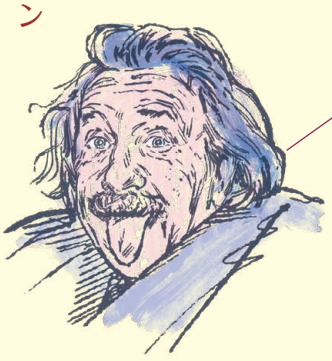

〔アルベルト・アインシュタイン〕
1879年、ドイツのウルム生まれ。スイス連邦工科大学チューリッヒ校を卒業後、教員や家庭教師のアルバイトをへて、スイス特許庁に就職。その後、プラハ大学の教授となる。1921年度のノーベル物理学賞を受賞。「特殊相対性理論」などを発表した天才科学者。

「相対性理論」を唱え、物理学の世界を一変させたアインシュタイン。だが、幼少期のアインシュタインは、天才どころか落ちこぼれで、周囲から心配されていた。9歳になる頃まで、まともに話すことすらできなかったという。

運動神経も悪く、クラスメートからは「馬鹿正直なのろま」と嘲笑われていた。教師からも「お前がいるだけで私の権威が損なわれる」と、辛辣な言葉を投げかけられている。

その後、スイス連邦工科大学チューリッヒ校を受験するが、外国語、動物学、植物学の成績が悪くて、一度は入試に失敗。数学だけがずば抜けてよかったため、特別に翌年の入学が認められたが、大学院を卒業する頃には、またもや壁にぶつかっている。就職先が全く決まらないのだ。

さまざまな物理学者の助手の口に応募したが、いずれもうまくいかない。にもかかわらず、恋人を妊娠させてしまい、人生の先行きは全く見えない状態が続いていた。

そんななか、知人のつてを頼って、24歳のときに、ようやくベルンにあるスイス特許庁に勤めることができた。2年後には恋人と結婚。2人の息子をもうけるが、のちに妻とうまくいかなくなり、離婚している。

まさに挫折の連続だ。学校ではバカにされ、受験に失敗して、就職活動にも失敗し、結婚生活もうまくいかなかった。

そんなアインシュタインの苦難に満ちた人生に思いを馳せながら、冒頭の名言を読むと、味わいがまた変わってくるはずだ。アインシュタインにとって、自分が唯一好きだった数学や物理の世界で食べていける。それだけが、何よりの幸せであり、それ以上、望むことはなかった。

思わぬトラブルが降りかかり、思い通りにいかないことだらけでも、人生をあきらめることはない。「20世紀で最も偉大な人物」とされたアインシュタインですら、物事の大半はうまくいなかったのだから。

じっくり煮込んだカレーほど旨い。人生もまたそうだ。

アインシュタイン的結論

物事はうまくいかないのが当たり前。

自分の「好き」を見つめよう

文 真山知幸
執筆業。偉人をテーマにした著書に『君の歳にあの偉人は何を語ったか』（星海社新書）、『最高の人生に変わる天才100の名言』（PHP研究所）、『ざんねんな偉人伝』（学研プラス）など。書籍の監修や、大学での講義も行っている。

東京司法書士会 活動報告

東京司法書士会の活動について、ご紹介します!

「東京マラソンEXPO 2018」にブースを出展

2月22～24日に東京ビッグサイトにて開催された「東京マラソンEXPO 2018」に、ブースを出展しました。同イベントは、東京マラソンのランナーなど国内外から10万人以上が訪れる日本最大のランニングのトレードショーです。東京司法書士会のブースは、「お祭り」がコンセプト。昔懐かしい日本のおもちゃが並ぶ縁日風の屋台で、公認キャラクターのしほたんと親善大使のはたゆりこさんが、グッズを配布するなど司法書士のＰＲをしました。

東京司法書士会特製グッズが当たるくじ引きは大人気。しほたんもがんばって司法書士をPRしました

紙芝居で楽しく学ぶ親子法律教室を開催

東京司法書士会では、毎年、小学校4～5年生とその保護者を対象とした法律教室を開催しています。今年は、2月24日に世田谷区の成城ホールで、親子法律教室「解釈のちから～紙芝居で学ぶ法教育～」を開催し、16組約50名の親子が参加。オリジナルの紙芝居風の物語を使い、法の解釈について楽しみながら学びました。子どもならではのユニークな意見が出たり、法律家顔負けの緻密な考えが披露されたりと、大人にとっても楽しく刺激のある時間となりました。

親子法律教室の告知チラシ

ちょっとひと息 クロスワードPUZZLE 解答

①ス	②タ	③ミ	ナ	■	④キ	⑤ヨE	⑥カ
⑦ズ	カ	ンC	■	⑧カ	チ	コ	シ
シ	■	⑨チ	⑩ヨ	ウF	■	⑪ウ	ラ
⑫ロ	⑬ケG	■	⑭イ	チ	⑮ゴ	■	モ
■	⑯ハ	⑰ケ	ン	■	⑱ハ	⑲イA	ジ
⑳サB	イ	ン	■	㉑テ	ン	シ	■
カ	■	㉒ド	㉓イH	ツ	■	㉔ヨ	㉕ク
㉖ナ	コ	ウ	ド	■	㉗ツ	ク	シD

イA サB ンC シD ヨE ウF ケG イH

解答→ **遺産承継**

マメ知識

「遺産承継」には、債務の承継も含まれます。被相続人に医療費や税金の未払いがないか、確認しましょう。

司法書士 ミニhistory

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときの手助けをした「公事宿（くじやど）」ではないかと考えられています。公事宿では、役所に提出する書類の作成、手続きの代行なども請け負っていたそうです。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」という立場は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

〔今回の表紙〕東洲斎写楽「大谷徳次の奴袖助」

ⓒ公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

faro ファーロ faro 2018 spring vol.45 ／ 2018年3月23日発行
発行元：東京司法書士会 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37 TEL.03-3353-9191 発行責任者：清水輝明 編集人：倉石裕子 制作：株式会社一粒舎 印刷：柳本印刷株式会社

東京司法書士会では無料法律相談を実施しています

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん

おまかせ!!

遺言のことを聞きたい
相続の問題で困っている
会社をつくりたいけどどうしよう
クレジット・サラ金の問題で悩んでいる
不動産の名義変更をしたい
成年後見制度を使うには?

友人とのお金の貸し借りで困っている
隣家と境界線でトラブルに
弟と遺産争いに…

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00～15:45

平日（月～金曜）

03-3353-2700

夜 17:00～19:45

水・木曜（祝日除く）

042-540-0663

出張による相談にも対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方（東京在住の方のみ）を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

03-3353-9191

（東京司法書士会事務局）

平日 9:00~17:00

東京司法書士会のHPからもお申し込みいただけます

会って相談したい

2カ所の相談センターがあります。まずは、電話でご予約ください

● 四ツ谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37

（JR四ツ谷駅から徒歩4分）

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00~12:00/13:00~17:00

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます（女性の方のみ）。電話予約の際に、その旨お伝えください。

● 立 川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

（JR立川駅から徒歩6分）

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00~16:00

もめごとを当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせ・予約はこちら

03-3353-8844

平日 9:00~12:00/13:00~17:00

まずはお電話ください!

視覚障がいの方のための音声コード（Uni-Voice）です

東京司法書士会 https://www.tokyokai.jp/